附　則

この省令は、令和元年八月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額		［略］	18号	19号	20号	21号	［略］	24号	25号	［略］
			円	円	円	円		円	円	
			386,700	364,700	342,700	320,700		254,700	232,700	
国地の別	アジア			ベンガルール ムンバイ	コルカタ チェンナイ 重慶 瀋陽	広州 上海 青島 香港		メダン チェンマイ ダバオ ホーチミン	ペナン	
	大洋州							シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
	北米							カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米			マナウス		リオデジャネイロ レシフェ				
	欧州			ウラジオストク ハバロフスク		ユジノサハリンスク		バルセロナ ストラスブール		
	中東			ジッダ					イスタンブール	
	アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額		［同上］	18号	19号	20号	21号	［同上］	24号	25号	［同上］
			円	円	円	円		円	円	
			386,700	364,700	342,700	320,700		254,700	232,700	
国地の別	アジア			ベンガルール ムンバイ	コルカタ チェンナイ 重慶 瀋陽	広州 上海 青島 香港		メダン チェンマイ ダバオ ホーチミン	ペナン	
	大洋州							シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
	北米							カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		マナウス		リオデジャネイロ レシフェ					
	欧州			ウラジオストク ハバロフスク		ユジノサハリンスク		バルセロナ ストラスブール		
	中東			ジッダ				イスタンブール		
	アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。